

令和 6 年度伊達市 物価高騰対策給付金のお知らせ



物価高騰の影響が大きい低所得者への支援として、令和 6 年度住民税非課税世帯に対し給付金を給付します。（18歳以下の子どもがいる世帯には、子育て支援として子ども加算を合算）
また、冬季の燃料費等支援も併せて実施します。

支給対象世帯

- ① 基準日(令和 6 年 1 2 月 1 3 日時点)に伊達市に住民登録がある世帯
 - ② 令和 6 年度住民税非課税世帯
- ※ 子ども加算
- 上記①②に該当している世帯で18歳以下の子どもを扶養している世帯
(平成18年4月2日以降に生まれた子ども)
- 

給付金の支給額

・ 令和 6 年度
住民税非課税世帯

1 世帯あたり
3 万円

・ 子ども加算



上記世帯で扶養されている
18歳以下の子ども

子ども 1 人あたり
2 万円

・ 燃料費等支援



上記給付金該当の支給対象者

1 世帯あたり
6 千円

※本給付金は、所得税や個人住民税等を課されず、また、差押え等ができないものとなります。

支給方法などは裏面をご確認ください。

支給方法

① 令和5年度・令和6年度
伊達市住民税非課税世帯
給付金を世帯主が受給
した世帯

② 令和5年度・令和6年度
伊達市住民税非課税世帯
給付金を世帯主以外が
受給した世帯

③ 左記以外の世帯

※世帯全員が住民税が課税されている他の親族の所得税法上の扶養控除の対象となっている場合を除く。

「**支給決定通知書**」
が届きます。
(手続き不要)

◎以下の場合には振込予定日の**5日前**
までに申し出てください。

- ・支給要件を満たしていない
- ・給付金の受給を希望しない
- ・新生児の出生等により子ども加算額に変更がある

「**確認書**」が届きます。(要返送)

令和5年度・令和6年度伊達市住民税非課税世帯給付金を、
・上記②世帯主以外の金融機関口座に指定した世帯(代理受給)
・上記③それ以外の世帯
については、確認書の提出が必要となります。

確認書が届きましたら内容を確認し、世帯主氏名、連絡先等
を記入し、必要書類を添付の上、同封の封筒にて
返送して下さい。

- 【必要書類】①本人確認書類の写し
②金融機関口座の写し
(マイナンバーと紐付けした口座を希望の場合は不要です。)

※なお、今回も代理人が受給する場合には、「代理人欄」も記入し、上記②に加え、世帯主と代理人の本人確認書類の写しも併せて返送してください。

※7月31日(木)必着

その他



対象世帯の中に、令和6年12月14日から令和7年7月31日までに
出生した子どもがいる場合は、社会福祉課までご連絡ください。



物価高騰対策給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ



伊達市役所 社会福祉課



024-575-1264

受付時間 平日8:30～17:15